

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当	
許 認 可 等 名	行政財産の使用料の減免	
根 拠 法 令	行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例	
根 拠 条 項	第3条	
連 絡 先	(電話 621 - 5051)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生を目的とする事業の用に供するとき。</p> <p>(4) 本市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与すると認められる場合に必要範囲内で使用するとき。</p> <p>(5) 市の職員団体等が必要最小限度の規模の事務室又は事業の用として使用する場合。</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 行政財産使用料の減免の申請方法 行政財産使用料の減免申請は、次に掲げる事項を記載した行政財産使用料減免申請書(別紙)をその行政財産を所管する課に提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を申請する者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>(3) 使用物件</p> <p>(4) 使用目的(用途)及び使用方法</p> <p>(5) 使用期間(原則1年以内とする)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)